

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年1月6日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等	
2. 都道府県名	岐阜県	
3. 市区町村名	海津市	
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)	
6. 独自利用事務の対象者	申請保護者	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	令和4年3月22日	
8. 保護評価の実施の有無	1:有	▼
9. 評価書番号	28	
10. 保護評価書の名称	保育所における保育の実施及び子どものための保育・保育給付の支給に関する 事務	
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.city.kaizu.lg.jp/shisei/000000434.html">https://www.city.kaizu.lg.jp/shisei/000000434.html</a>	
12. 委任関係		▼

執行機関名 海津市長

知事等(教育委員会)が行う保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	海津市特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則(令和4年海津市規則第4号)の規定による利用者負担額等に関する事務であって、次に掲げるもの (1)利用者負担(0~2歳児の保育料)の算定に関する事務 (2)食事の提供に係る費用負担(3歳以上時の副食費)の判定に関する事務
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づ き定める条例の名称及び頁		第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型

<p>ご記入の事項の内容及び の該当部分</p>		<p>海津市特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則(令和4年海津市規則第4号)の規定による利用者負担額等に関する事務であって、次に掲げるもの (1)利用者負担(0～2歳児の保育料)の算定に関する事務</p>
<p>⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所</p>	<p>子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第1条</p>	<p>海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年海津市条例第33号) 第3条</p>
<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人が健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>海津市特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則(令和4年海津市規則第4号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 1 号	海津市特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則 第3条及び備考4
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務	子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務のうち、利用者負担額の判定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 1 号 ロ	海津市特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則 第3条及び備考4
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 1 号 ハ	海津市特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則 第3条及び備考4
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
備考		